

及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第4条第3項ただし書中「及び第12号に掲げる書類を除く」を「、第11号及び第12号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる」に改め、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「以上」を「程度」に、「、構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第7号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に、「に管理」を「に管理し、」に改め、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第10号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第5条第1号中「に掲げる事項」を「又は第5号に掲げる事項の変更（ただし、第5号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（ただし、第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第5条第3号から第5号までを削る。

第6条に次の1項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第8条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることがで

きる。

第8条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第10条第2項」に、「(様式第4号)」を「(様式第4号の2)」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第10条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 公園施設の種類

(3) 公園施設の管理又は経営の方法

(4) 公園事業を譲渡しようとする年月日

(5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第12条の次に次の5条を加える。

(協議会の公表)

第12条の2 条例第13条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会（条例第13条の2第1項に規定する協議会をいう。第12条の4及び第12条の6において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第13条の2第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第12条の3 条例第13条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、申請書（様式第7号の2）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第13条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条、次条及び第12条の6において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、市町村等が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第4条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

- (4) 条例第8条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア

及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第20条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第14条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第24条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第14条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第13条の3第4項の規定による認定に関し必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第12条の4 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第13条の3第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第20条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第14条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項

(5) 条例第24条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第12条の5 条例第13条の3第6項（条例第13条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第12条の6 条例第13条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
 - (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
 - (4) 第5条各号に掲げる変更
 - (5) 計画期間の変更
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第13条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第14条第2項各号列記以外の部分中「添えなければならない」を「添えるものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

第14条第2項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第20条第3項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺 1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第15条の次に次の1条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第15条の2 条例第20条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第16条中「第20条第7項第4号」を「第20条第7項第5号」に改める。

第19条中「第21条第3項第6号」を「第21条第3項第7号」に改める。

第27条中「第24条第7項第4号」を「第24条第7項第5号」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第28条の2 条例第28条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする

る。

- (1) 野生動物（条例第28条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第34条の次に次の5条を加える。

（協議会の公表）

第34条の2 第12条の2の規定は、条例第32条の2第3項において準用する条例第13条の2第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第12条の2第1項第1号中「条例第13条の2第1項に規定する協議会をいう。第12条の4及び第12条の6において同じ」とあるのは「条例第32条の2第1項又は第32条の3第1項に規定する協議会をいう。第34条の4及び第34条の6において同じ」と、第12条の2第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第34条の3 条例第32条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、申請書（様式第13号の2）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第20条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第14条第2項第1号及び第2号に掲げる図面
- (3) 条例第24条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第14条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第32条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第34条の4 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び

住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第32条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第20条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第14条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項
- (5) 条例第24条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項
(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第34条の5 条例第32条の3第5項（条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第34条の6 条例第32条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
 - (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
 - (4) 計画期間の変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第32条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第37条の次に次の1条を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

第37条の2 条例第39条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

別表第1第4項中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」に改め、「こと」の次に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同表第15項中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同表第19項中「ものに」の次に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部との高さの差が2メートル以下であるものに」を加え、同表第20項及び第21項を次のように改める。

20 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

21 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

別表第1第23項を削り、同表第22項中「通信ケーブル」の次に「並びに引込みに要する設備」を加え、同項を同表第23項とし、同表第21項の次に次の1項を加える。

22 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

別表第1第24項中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同表第25項中「防除」の次に「又は保安」を加え、同表中第93項から第97項までを削り、第92項を第97項とし、第87項から第91項までを5項ずつ繰り下げ、第85項及び第86項を削り、同表第84項中「にある植物で、条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同項を同表第87項とし、同項の次に次の4項を加える。

88 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

89 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

90 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

91 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

別表第1中第83項を第86項とし、第73項から第82項までを3項ずつ繰り下げ、第72項を削り、第71項を第75項とし、同表第70項中「森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「森林又は野生動植物の保護管理」に改め、同項を同表第74項とし、同表中第69項を第73項とし、第49項から第68項までを4項ずつ繰り下げ、第48項を削り、第47項を第52項とし、第44項から第46項までを削り、第43項を第49項とし、同項の次に次の2項を加える。

50 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

51 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

別表第1中第42項を第48項とし、第36項から第41項までを6項ずつ繰り下げ、同表第35項中「木竹」の次に「（採取等規制植物であるものを除く。次項において同じ。）」を加え、同項を同表第41項とし、同表中第34項を第40項とし、第32項及び第33項を削り、第31項を第37項とし、同項の次に次の2項を加える。

38 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

39 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

別表第1第30項中「又は電線路の維持」を削り、同項を同表第34項とし、同項の次に次の2項を加える。

35 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

36 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

別表第1中第29項を第33項とし、第28項を第32項とし、同表第27項中「木竹」の次に「（条例第20条第3項第11号の知事が指定する植物（以下この表において「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同項を同表第29項とし、同項の次に次の2項を加える。

30 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以下のものに限る。）を伐採すること。

31 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以下のものに限る。）を伐採すること。

別表第1中第26項を第28項とし、第25項の次に次の2項を加える。

26 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

27 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

別表第1第98項を次のように改める。

98 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

別表第1中第99項及び第100項を削り、第101項を第99項とし、第102項を削り、第103項を第100項とし、第104項を削り、第105項を第101項とし、第106項及び第107項を削り、第108項を第102項とし、第109項から第122項までを6項ずつ繰り上げ、第123項を削り、第124項を第117項とし、第125項から第140項までを7項ずつ繰り上げ、第133項の次に次の7項を加える。

134 公園管理団体が行う条例第40条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

135 自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為

として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

136 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

137 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

138 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

139 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

140 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

別表第2第1項中「第29項、第30項、第33項、第39項、第43項から第46項まで、第48項、第68項、第70項、第71項、第85項、第89項、第94項から第99項まで、第123項、第129項又は第138項」を「第27項、第33項から第35項まで、第45項、第49項、第72項、第74項、第75項、第91項、第94項、第98項、第122項、第131項又は第134項から第140項まで」に改め、同表第2項中「第53項又は第92項」を「第57項又は第97項」に改め、同表第23項中「県の職員」を「県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者」に改め、「巡視」の次に「又は調査」を加える。

別表第3第1項中「第25項まで、第53項から第56項まで、第67項から第73項まで、第110項又は第111項」を「第27項まで、第57項から第60項まで、第71項から第76項まで、第104項、第105項又は第134項から第140項まで」に改め、同表中第14項を削り、第15項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内にお

ける広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)。別表第3に次の1項を加える。

17 第26条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

様式第1号備考1(3)及び(4)中「以上」を「程度」に改め、同様式備考1(5)中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同様式備考1(7)中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に、「に管理」を「に管理し、」に改め、同様式備考1(8)中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同様式備考1(10)中「以上」を「程度」に改める。

様式第2号備考1(1)、(2)及び(3)ウ中「以上」を「程度」に改め、同様式備考1(3)オ中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に、「に管理」を「に管理し、」に改め、同様式備考1(3)カ中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同様式備考1(3)キ中「以上」を「程度」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2 (第8条関係)

公園事業譲渡及び譲受け承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

譲渡人 住所

氏名又は名称

(法人にあつては、その代表者の氏名)

譲受人 住所

氏名又は名称

(法人にあつては、その代表者の氏名)

富山県立自然公園条例第10条第1項の規定により、公園事業の譲渡及び譲受けの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

公園施設の種類	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園事業を譲渡しようとする年月日	年 月 日
公園事業を譲渡しようとする理由	
摘要	

備考

1 添付書類

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行の

ために使用することができることを証する書類

- (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
 - (7) 宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
 - (8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- 2 不要の文字は、抹消すること。
-

様式第4号中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改め、同様式備考1中「以上」を「程度」に改める。

様式第5号中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同様式備考(2)及び(3)中「以上」を「程度」に改める。

様式第6号備考1中「以上」を「程度」に改める。

様式第7号備考(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2（第12条の3関係）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名又は名称

（法人にあつては、その代表者の氏名）

富山県立自然公園条例第13条の3第1項の規定により、別紙の利用拠点整備改善計画について認定を申請します。

備考 利用拠点整備改善計画を記載した書面を添付すること。

様式第8号(1)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(2)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(3)備考1(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同様式備考1(3)中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同様式備考1(4)中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(4)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(5)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(6)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(7)備考1(1)から(3)までの規定中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(8)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(9)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(10)(備考)第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「、構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(11)備考1(1)から(3)までの規定中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(12)備考1(1)及び様式第8号(13)備考1中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(14)（備考）第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(15)備考1(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改める。

様式第8号(16)（備考）第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削る。

様式第9号(2)（備考）、様式第11号備考1(1)及び(2)並びに様式第12号備考1(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改める。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2 (第34条の3 関係)

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名又は名称

(法人にあつては、その代表者の氏名)

富山県立自然公園条例第32条の3 第1項の規定により、別紙の自然体験活動促進計画について認定を申請します。

備考 自然体験活動促進計画を記載した書面を添付すること。

様式第15号(1) (表) 中「又は第26条第2項」を「若しくは第2項、第26条第2項又は第32条の6」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

<p>富山県立自然公園条例(抄) (報告徴収及び立入検査等)</p> <p>第14条 知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第8条第3項の認可を受けた者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第13条の3第4項の認定(第13条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告徴収及び立入検査等)</p> <p>第26条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第3項若しくは第21条第3項第8号の規定による許可を受けた者又は第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第20条第3項、第21条第3項第8号、第24条第2項又は前条第1項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第20条第3項各号、第21条第3項第</p>	<p>8号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告徴収及び立入検査等)</p> <p>第32条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第32条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (職員の身分の証明)</p> <p>第47条 第14条第1項及び第2項、第26条第2項、第28条第2項、第32条の6第1項並びに第45条第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第52条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第14条第1項若しくは第2項若しくは第32条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 (2)~(4) (省略) (5) 第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 第26条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 (7)~(9) (省略)</p>
---	---

様式第15号(2) (裏) を次のように改める。

(裏)

<p>富山県立自然公園条例(抄) (利用のための規制)</p> <p>第28条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p> <p>(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p> <p>(3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。</p> <p>2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において</p>	<p>前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。 (職員の身分の証明)</p> <p>第47条 第14条第1項及び第2項、第26条第2項、第28条第2項、第32条の6第1項並びに第45条第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第52条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)~(6) (省略) (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第28条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。 (8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第28条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。 (9) (省略)</p>
--	--

様式第15号(3) (裏) 中「第28条」を「第45条」に改め、「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「、第32条の6第1項並びに」に、「者は、」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「妨げた者」を「妨げたとき。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(自然保護課)